平成２５年（フ）第３９６号
埼玉県新座市栗原５丁目10―27―Ｂ102
破産者　石岡　健治
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９９号
東京都多摩市諏訪５丁目２―８―508
破産者　芳沼絵里子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４００号
東京都練馬区三原台２丁目５―５―102
破産者　松本　幹彦
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１２号
神奈川県川崎市高津区新作１丁目26―25―101
破産者　塩澤　正清
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１３号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見２丁目３―45―723
破産者　小田　　賢
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２０号
東京都江戸川区上一色１丁目12―２
破産者　遠藤千江子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９号
東京都品川区平塚２丁目６―９　ロワール西館303
破産者　木村　明男
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０号
東京都江東区大島２丁目21―８―202
破産者　芝崎　　豊
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４９号
東京都稲城市長峰３丁目２　杜の一番街３―306
破産者　有賀　雄二
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２号
神奈川県横浜市磯子区杉田６丁目８―34
破産者　神林　由佳
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１号
神奈川県川崎市中原区市ノ坪223―４―202
破産者　松田　　徹
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６６号
東京都新宿区上落合１丁目18―５―901
破産者　徳富　勝広
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８７号
東京都世田谷区玉堤１丁目20―19―306
破産者　鈴木　　剛
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９４号
東京都板橋区志村１丁目16―３
破産者　川名　泰子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８号
東京都多摩市永山４丁目２―11―505
破産者　箕輪真由子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６２号
東京都立川市一番町６丁目３―１―58―201
破産者　花房　正志
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６３号
東京都立川市一番町６丁目３―１―58―201
破産者　花房美佐江
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８８号
東京都練馬区向山１丁目７―10―403
破産者　原田　　豊
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

更　生　計　画　認　可

平成２３年（ミ）第３号
三重県桑名市大字蛎塚新田328番地
更生会社　水谷建設株式会社
1　決定年月日　平成25年３月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針
第１節　用語の定義
本更生計画において、以下に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。
1　換価予定不動産
別表26「担保権の目的物一覧表（不動産）」記載のうち、処分分類欄に「換価予定」と記載されている各不動産をいう。
2　継続使用不動産
別表26「担保権の目的物一覧表（不動産）」記載のうち、処分分類欄に「継続使用」と記載されている各不動産をいう。
3　実質売却価額
不動産売却代金から、下記＜Ａ＞記載の諸経費の合計額を控除し、下記＜Ｂ＞記載の項目の金額を加算した金額をいう。